

鶏の「診療獣医師」

須藤庸子[†]（山形県最上家畜保健衛生所・山形県獣医師会会員）

2004年2月高病原性鳥インフルエンザが愛玩鶏で発生したことを受け、県内の愛玩鶏飼養者の一斉調査と家畜保健衛生所（以下「家保」という）への異常通報の周知が行われた。そんな最中、家保に一本の電話があった。通報者は、家の庭で、自家用に10羽の採卵鶏を飼養。その内1羽が朝死亡、数羽も羽毛逆立の状況とのことであった。家保は直ちに立入調査を実施、鳥インフルエンザを否定、解剖所見から細菌による壊死性腸炎という診断を下した。

さて、今回のお話はここからである。診断を下すのは早かったが、その回答の伝達方法で、我々は困り果ててしまった。

なぜ困ってしまったか。そのお話をする前に、皆さんは「診療」と「診察」の違いについて考えたことがあるだろうか。

「獣医師法」（昭和24年6月1日公布法律第186号）の第18条に「獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、もしくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をし、（中略）交付してはならない」とある。この条文は、往々にして動物用要指示医薬品購入に係る指示書発行の際に引用され、その処方箋たる指示書の発行にあたり、獣医師自らがその対象家畜を診察したのか否かが問題となる。この場合の「自ら診察」とは、「獣医師本人が、現在の獣医学的見地からみて動物の疾病及び健康状態の診断を下しうる程度の行為を、飼育動物と直接対面した上で行うこと」（平成17年度獣医事講習会資料より）という見解が示されている。家保では、疾病発生農場に立入、血液検査その他の検査を実施し、獣医学的見地から見てその疾病の診断を下していることから、家保で「診察」を実施していることに異論のある方はいないだろう。では「診療」はどうだろう。先の条文の前条、第17条に「獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない」とあり、その後第18条が続くと考えれば、獣医師が「診察」の後に診断書等を交付したり、医薬品を投与したりする、対象に対する実質的行為が「診療」であろうと推察できる。全国の家保の中には実際に投薬等の治療行為を実施している所もあると聞くが、我が山形県では、通

常家畜に対する投薬、外科治療、処方箋の交付等はおろそか、立入調査等の「診察」を実施した後、投薬等の「診療」は農場を実際に見ている担当獣医師に委ねるという役割分担を行っている。このことから考えれば、我々は、担当獣医師の「診察」補助をしていることになる。

さて、話は元に戻る。なぜ、困ってしまったのか。今回の事例では、今までのように「診療」を依頼する相手がいらないのだ。そこで、私は、常日頃協力いただいている開業獣医師へ協力を打診した。しかし、今回のような鶏の細菌疾病に使用する医薬品は安価ではあるものの、どれも最小単位が大きく、今回の想定薬品も最小20kg。購入したところで10羽に投与した後の膨大な在庫を使用するあてがないということで、協力可能との返事はもらえなかった。では、それ以外の感受性薬剤はどうか、それでは単価が高くなる。この事実は、「指示書で購入する」という案も無理だということである。結局その飼養者には、休業期間と卵の処理についてきちんと説明した上で、家保にわずかにあった検査用の抗菌剤を分与するという方法をとるしかなかった。

以前より、小規模養鶏農場の診療獣医師の確保は、鶏防疫や薬事法遵守の観点より問題となっていたが、今般鳥インフルエンザを機会に農業者以外の愛玩鶏にまで家保の間口が広がったことから、その受け皿となる新たな獣医療体制の確保が課題となってきている。以前、小動物開業獣医師に鶏往診の可否について電話で聞き取りを実施したことがあるが、調査をした若い獣医師の全て

須藤庸子

—略歴—

- 1988年 酪農学園大学卒業
- 同年 山形県庄内家畜保健衛生所勤務
- 1997年 山形県畜産課勤務
- 2005年 山形県中央家畜保健衛生所BSE担当
- 2008年 山形県最上家畜保健衛生所勤務 現在に至る



[†] 連絡責任者：須藤庸子（山形県最上家畜保健衛生所）

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034

☎0233-29-1356 FAX 0233-23-2944

E-mail : sutoyok@pref.yamagata.jp

が、鶏疾病に対する経験不足や、往診先の鶏が伝染性疾病であった場合の本来用務への支障を理由に往診不可能と回答した。ちなみに往診料と初診料は併せて平均3から4千円。コンパニオンアニマルとして歴史の長い犬や猫ならまだしも、庭の鶏の診療に薬代と併せて5千円の費用をかける飼養者がどれ程いるだろうか。

今回の事例を受けて、家保が「鶏診療に対する無獣医師地域」の「診療」を担うという新たな役割について問題提起したことがある。このような私の意見に対し、

「民業圧迫」回避の観点からも、家保の診療用務の実施には慎重な意見が大半であり、「家保の役割は、鶏の診療獣医師の育成ではないか」との意見があった。もちろん、それは理想的ではあるが、産業動物開業獣医師が高齢化、減少傾向であり、小動物開業獣医師の意向が前述の状況である現在、今の問題に対応するためにも、業務の分担等諸問題に対する規約を定めた上で、家保による鶏診療の実現が必要ではないかと考えている。